

かんしゃ



6・7
月号

2026
Vol.250

お互い助け合う「感謝」の気持ちと「諫早市社会福祉協議会」の意味を込めて名付けました。末永く皆さまに愛される広報紙を目指しています。

つながる安心 ふれあい電話 ☎

「誰かに話を聞いてほしいな…」そんな思いになることはありませんか。

ふれあい電話では、登録されている方へ相談員が月1回程度電話をし、元気に過ごされているかを確認したり、お話を聞いたりすることで、不安な気持ちを少しでも和らげることを目的としています。

相談員の増口さんは、「会話を通じて、明るく元気に過ごしていただきたい」との思いを込めて、電話対応をされています。

ぜひ、ふれあい電話に登録し、お話しませんか？



ふれあい電話相談員 増口さん

募集中!

ふれあい電話に登録しませんか

相談員が定期的に電話をかけます

登録対象者

諫早市に居住し、ふれあい電話の利用を希望する人
※外出の機会が少ない人が対象です

相談員

民生委員・児童委員など 12名
※同じ相談員が継続して対応します

利用料

無料

頻度

月1回程度、相談員が電話をかけます
※電話発信の日時は不定期です

登録の流れ



1. 相談をする

本会に電話などでご相談ください。

2. 調査を受ける

自宅に訪問し、登録意思や生活状況の確認をします。

3. 登録完了

相談員から電話をします。

相談・問合せ ☎24-5100

お知らせ

今月号から広報紙「かんしゃ」は2か月に1回の発行になります

毎月発行から2か月に1回の発行へ変更いたします。
今後も、より分かりやすく充実した内容をお届けしてまいりますので、引き続きよろしくお願いいたします。



困ったら悩まず相談を!!

諫早市社会福祉協議会の相談窓口についてご紹介します

弁護士・司法書士による「無料専門相談」

法律的な知識が必要な日常生活のお悩みに対して、弁護士または司法書士が相談をお受けします。

ご相談の流れ

1. 予約をする (10日前まで)



氏名、住所、連絡先、相談内容をお伝えください。

2. 相談の準備をする

相談内容に応じて、相手方から届いた書類（請求書や訴状など）をご準備ください。また、相談したい内容をメモしておくスムーズです。

3. 相談する (相談時間30分)

予約した日時に本会へお越しください。
※相談時間の10分前までの来所をお願いします。

※相談内容によっては、お受けできない場合もありますのでご了承ください。

例えば、こんなお悩み…

借金

相続

家や土地

離婚や
養育費



判断能力が不十分で、日常生活に不安がある人に「日常生活自立支援事業」

支援計画に基づいた訪問により、福祉サービスを利用する支援や日常的な金銭管理を行います。認知症や障害などで判断能力が不十分な人が安心して生活できるよう社会福祉協議会と利用者が契約を結び支援する事業です。



対象者

下記の全てに該当する人

- ①認知症、知的障害、精神障害などで判断能力が十分でない人
- ②本事業の契約内容を理解し、契約する意思がある人
- ③福祉サービスを利用している人、または、利用予定の人

ご相談の流れ

※申込から契約までおおよそ2～3か月要します。

1. 相談をする

お電話などにて相談したい人の生活状況をお伝えください。

2. 調査を受ける

自宅・施設などに訪問し、生活状況を確認します。

3. 審査

調査結果に基づき審査します。

4. 契約の締結

ご本人の意思確認を行い契約します。

詳しくはこちら↓



※調査や審査の結果、契約の対象とならない場合もありますのでご了承ください。

福祉に関するさまざまな相談「福祉総合相談」

福祉に関するさまざまなご相談を随時受け付けています。「どこに相談したらいいかわからない」「身近な困りごとを話したい」—そのような時は、まず本会へご相談ください。

ご相談方法

電話や来所などで相談する (予約は不要です)

電話や来所などで福祉に関するお悩みをお伝えください。随時、本会職員がご相談をお受けします。必要な場合は、関係機関と連携して対応します。

例えば、こんなお悩み…

成年後見
制度って?

一人暮らしの
親のことが心配…

生活が苦しい…

どこに相談したらいい
かわからない…



相談・問合せ ☎ 24-5100

地域の身近な相談相手 民生委員・児童委員 を紹介します

民生委員・児童委員とは？

民生委員・児童委員（以下、民生委員という）とは、厚生労働大臣から委嘱を受けた非常勤の地方公務員で、誰もが安心して生活できるよう“地域の身近な相談相手”として、暮らしを見守るボランティアです。担当区域を持っており、同じ地域で生活する住民の一員としてさまざまな相談に応じ、困っている方を行政や専門機関へ「つなぐ」役割を担っています。



諫早市内では294名（令和8年4月時点）が活動されています。

19年間活動を続けられている岩崎民生委員にお話をお伺いしました。

もっと民生委員を知ってもらえたら嬉しいです。



中央中地区 岩崎 民生委員

Q 民生委員は普段どんなことをしていますか？

一人暮らし高齢者の見守り活動や、小学生の登下校の見守り活動などを行っています。その他、地域住民の困りごとに対して、行政などの関係機関につなぐ役割を担っています。

ご相談をお受けする際は、自分を同じ立場に置き換えて、「こうしてもらえたらいいよね」と思うことを自分のできる範囲で行うようにしています。

Q 民生委員活動で嬉しかったことは何ですか？

「あなたが民生委員になって嬉しかった」と見守りをしている方に言ってもらったことが印象に残っています。特別何もしていないのにと話したら、「言葉をかけてもらうだけで嬉しい」と話してくれました。

活動の中で大変なこともあります。①まあまあで ②笑顔で ③無理せず ④気楽な気持ちで取り組んでいきたいと思えます。

お知らせコーナー

ボランティア活動や運営にお困りではありませんか？

ボランティア団体助成の申請受付を開始しました！

～ 諫早市社会福祉協議会ボランティア団体助成事業 ～

諫早市内のボランティア団体の運営が円滑に行われるよう、その費用の一部を助成します。

【募集期間】

令和8年5月20日（水）～6月30日（火）

【応募要件】

- ①本会のボランティアセンターに登録する団体
- ②令和8年4月1日において団体を組織して6か月以上経過し、また諫早市内でその活動が継続して6か月以上行われていること。

その他、助成対象活動、申請方法などは社会福祉協議会ホームページをご覧ください。



【助成額】

- ①ボランティア活動費 上限30,000円
- ②ボランティア活動保険料 350円（基本プラン）×加入人数（上限100人）

車いすを無料で貸出いたします

本会では、ケガや病気などで一時的に車いすが必要となった人を対象に無料で貸出を行っております。



- 【対象者】** 諫早市内在住の人
【申請場所】 諫早市社会福祉協議会窓口
【受付日時】 月曜～金曜日（祝日を除く）
午前8時30分～午後5時15分
【貸出期間】 最大3か月のうち必要な期間

水難者慰霊祭 ～お参りください～

諫早市社会福祉協議会では、昭和32年の諫早大水害にて犠牲になられた人を慰霊するために、祭壇を設置いたします。ご自由にご参拝ください。



- 【日時】** 7月25日（土）
午後3時～8時まで
【場所】 高城公園内大悲観世音像前

相談・問合せ ☎24-5100



諫早市ボランティアセンターに登録している団体を紹介します。

安心して暮らせるまちづくりのために、多くの人が、できることを、できる範囲で、ボランティア活動に取り組んでいます！

認知症の人と家族の会 諫早つつじ会

認知症になっても安心して暮らせる社会の実現を目指して認知症に対する啓発、電話相談、つどいを行っています。

- 活動日**
- ① 第2木曜日 午後1時～3時
 - ② 第4木曜日 午後1時～3時

- 活動場所**
- ① 西諫早公民館
 - ② 市民センター

諫早つつじ会は、1996年7月に設立し、今年で30年を迎えます。

26年前に介護保険制度が施行されましたが、30年前も今も、認知症の人を介護する家族の悩みは変わっていません。介護で疲れている方々に「一人じゃない、仲間がいる」と感じてもらい、「また頑張ろう!」という力になれるよう、実際に介護を経験した会員による電話相談や、つどい(月2回)を行っています。その際は、より良い介護につながるよう、病気や介護に関するさまざまな情報提供を心掛けています。また、毎年7月には地方講演会も開催しています。

つどいに参加された方が「今日来てよかった」と

笑顔で帰られる姿を見るのが、私たちの励みです。現在は月2回のつどいですが、各地を回って多くの方のお話を聞けたらと考えています。



認知症家族を介護した経験者がボランティアとして、つどいを開いています。あたたかな雰囲気の中、「うんうん」とみんなが共感。家族へ穏やかに接することができるようになったとの声も聞かれます。

ご興味のある方はお気軽にご連絡ください。

連絡先
090-9070-8001 (平山)

GA (ギャンブラーズ・アノニマス) 諫早グループ

ギャンブルの問題で悩むご本人たちが集まり、回復を目指して支え合う自助グループです。

- 活動日**
- ① 毎週火・土曜日 午後7時～8時30分
 - ② 毎週金曜日 午後7時～8時30分

- 活動場所**
- ① 諫早市社会福祉会館 (ミーティング会場)
 - ② 大村子どもセンター

皆さんは、ギャンブルをされたことはありますか。

ギャンブル依存症チェックリスト

- ① ギャンブルをするときには予算や時間の制限を決めない、決めても守れない
- ② ギャンブルに勝ったときに「次のギャンブルに使おう」と考える
- ③ ギャンブルをしたことを誰かに隠す
- ④ ギャンブルに負けた時にすぐに取り返したと思う

4つのうち2つに該当したときはギャンブル依存症の可能性が高いかもしれません。

ギャンブルによって自分の生活がどうにもならなくなった仲間がGAのミーティングに参加することで、ギャンブルのない1日を送る力を得ています。

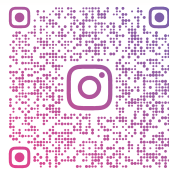
今、あなた自身やあなたの周りの人がギャンブルで困っていたら、ミーティング会場に足をお運びください。



連絡先：0957-51-7594 (事務局)



Follow me



ISAHAYASYAKYO294

ご寄附ありがとうございました

ご厚志に沿うよう地域福祉事業のため大切にに使わせていただきます。
※令和8年4月1日～令和8年4月30日受付分
忌明寄附 ▶ 園田 貞様(幸町)【亡夫 義夫様】

6・7月の無料専門相談

財産、権利擁護など、法律上の悩みごとなどをおたずねください。

無料専門相談	開設日	6月26日(金)・7月24日(金) 弁護士
	開設時間	午後1時30分～4時
	場所	諫早市社会福祉協議会 【電話】24-5100

※専門相談は、10日前までに予約をお願いします。

編集
発行

社会福祉法人 諫早市社会福祉協議会

〒854-0045 諫早市新道町948番地
TEL0957-24-5100 FAX0957-24-5101
ホームページ <https://isahaya-shakyo.jp>
(諫早市社会福祉協議会で検索ください)